

## 中部運輸局自動車交通部

令和3年5月20日 14時00分発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 藪田、平井、片岡

TEL 052-952-8082

中部運輸局 福井運輸支局

輸送・監査担当 下平、野尻

TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

## 乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：福井鉄道株式会社

住所：福井県越前市北府2丁目5番20号

営業所：嶺北営業所（福井県越前市北府2丁目6番4号）

## 2. 行政処分等の概要

処分日：令和3年5月20日 40日車（2両×20日間）

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

## 3. 監査端緒

令和2年11月14日、当該営業所が運行している路線バス（王子保・河野線）について、2便を欠便した旨の報告を受け、当該事業者の嶺北営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり違反事実を確認。

## 4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

①事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

（道路運送法第16条第1項）

②業務的的確な実行及び運行管理規定の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 4点

当該事業者の累積違反点数 6点